

別添資料2

学校間総合ネットについて

教育委員会教育研修課

学校間総合ネットの目的

- 学校間総合ネットは、学校・学年、学級の枠を越えて、情報が「交流」し、児童生徒や先生が「連帯」し、そして、新たな価値を「創造」するためのツールである。

4つの基本的視点

IT活用がその教育効果を実現し、その効果的な活用を広め定着していくためには、「児童生徒」「教員」「ハード」「ソフト」と「各要素のつながり」が重要。学校間総合ネットは、その各要素をつなげるためのネットワークである。



教育効果

学習内容を
豊かにする

学習方法を
多様にする

共生の心
を育てる

分かる授業・楽しい授業の実現

インターネットによる情報収集や教育用コンテンツを活用することにより、子どもたちが興味・関心を持つ分かる授業・楽しい授業を実現します。

具体例

ホームページによる調べ学習
メール、掲示板による調査活動
身近にない画像や映像
抽象的な事象のシミュレーション
自学自習できる学習プリント
個の能力の伸長をめざした課題研究
他校と連携した学習
プレゼンテーションによる発表会

多様な学習機会の提供

主体的に学び考え、他者の意見を聞きつつ自分の意見を論理的に組み立て、積極的に表現・主張できる子供を育てるために、多様な学習機会を提供します。

具体例

他校との遠隔共同授業
中学校と高校の交流授業
大学と高校の交流授業
ネット上の優れた指導者による指導
ネット上における学習成果の発表
e-ラーニングによる学習
社会教育施設による支援授業

開かれた学校づくりの推進

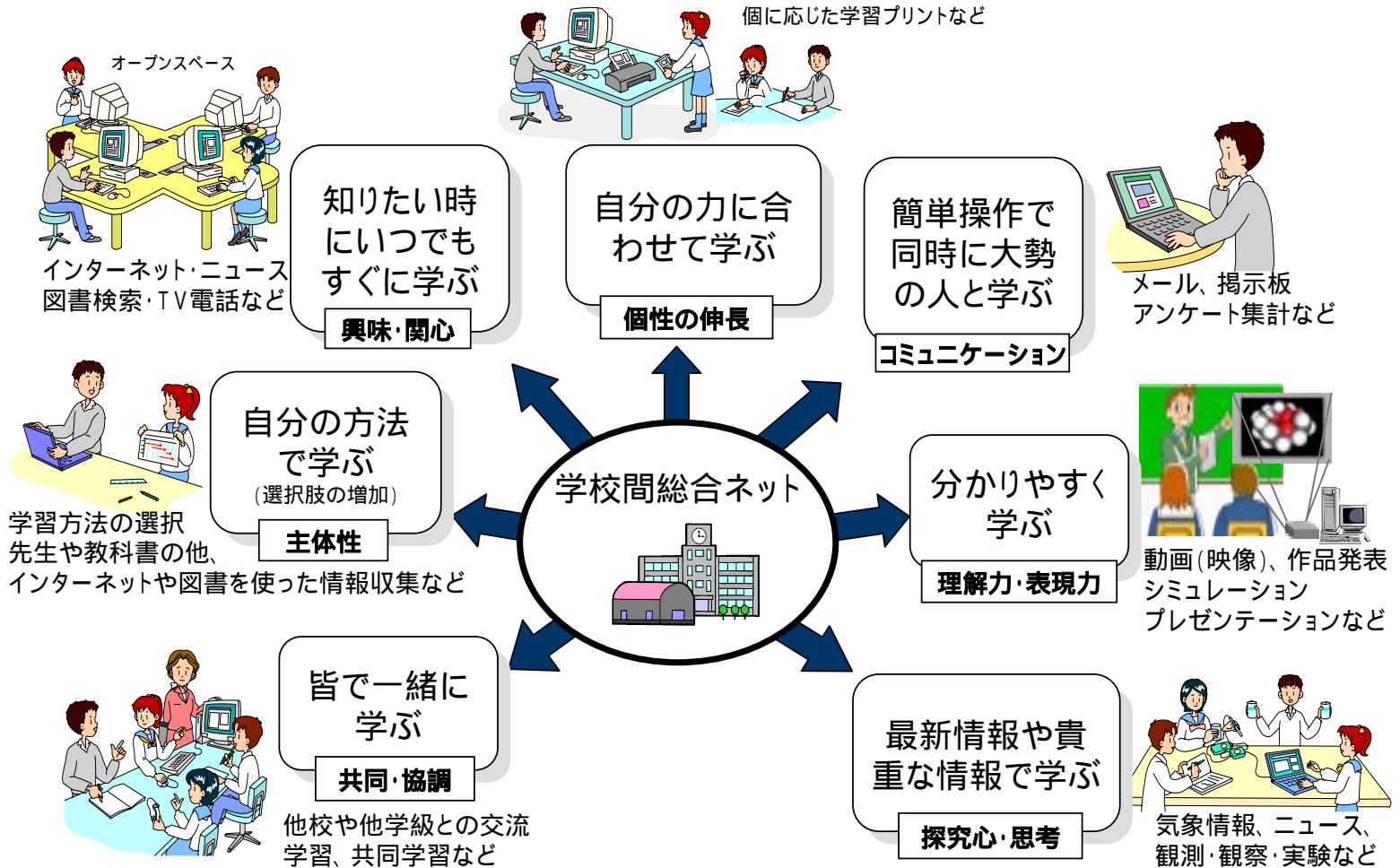
学校・家庭・地域の密接な連携を促進し、文化や習慣の壁を越えた開かれた学校づくりを実現することにより、共生の心を育てます。

具体例

地理的隔たりを克服した授業
言語の壁を越えた授業
文化や習慣の壁を越えた授業
年齢の壁を越えた授業
美術館、図書館等との遠隔授業
家庭との電子メールによる交流
ホームページによる学校新聞
ネットワーク上による授業参観

学校間総合ネット

情報を活用する能力



活用方策

□ 教育用コンテンツの提供

- 各教科で必要な教育用コンテンツの提供
(教育用コンテンツ協議会によるデジタル教材の開発収集)
- e - ラーニングコンテンツの提供

□ 学校間における遠隔共同学習の実現

- TV会議システムを利用した遠隔共同学習の実現
- 遠隔授業の実現

□ 小・中・高・大学を結んだ交流学习

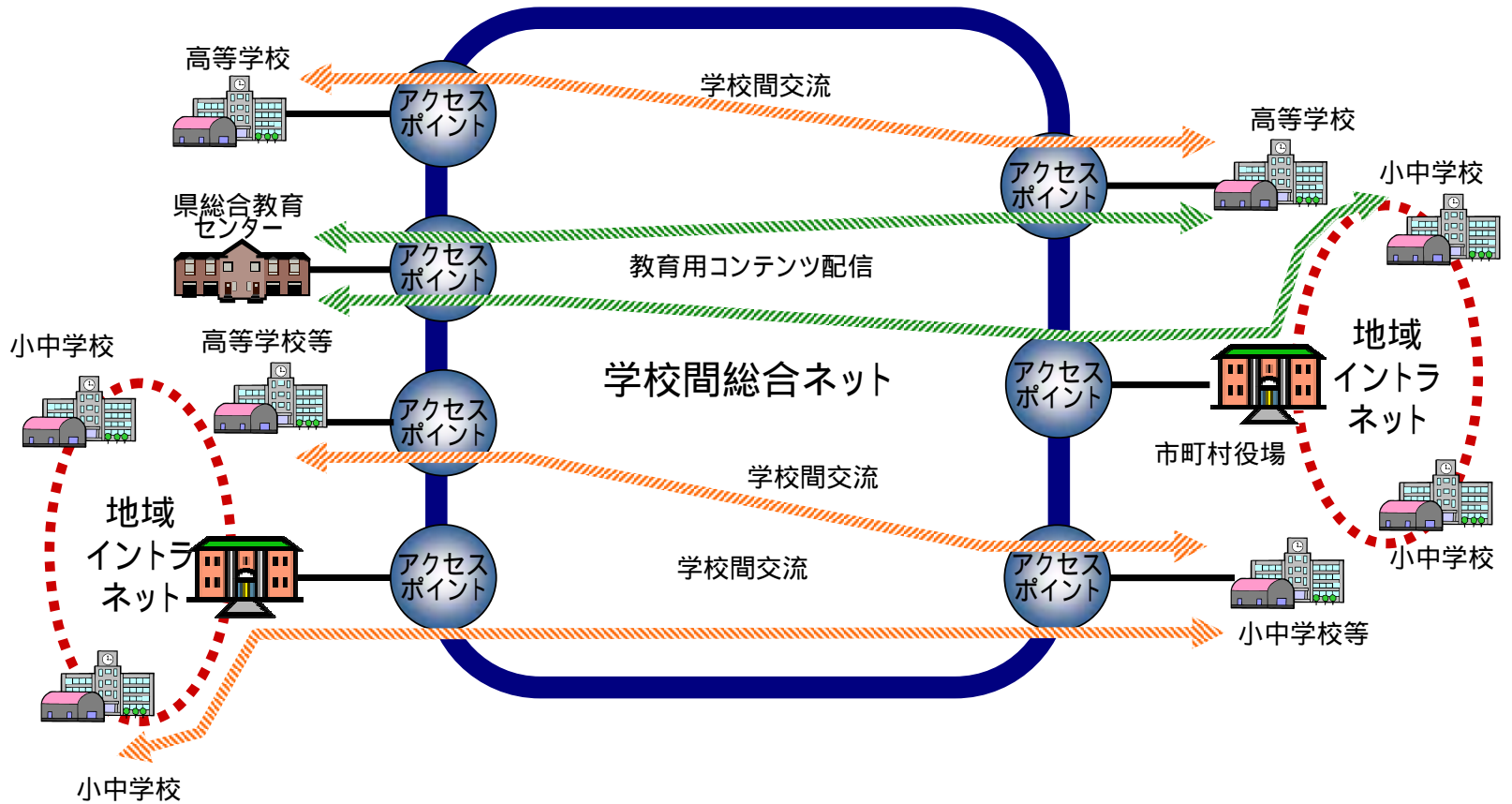
- 県立の高等学校と小・中学校との交流学习の実現
- 県内の大学や社会教育施設と小・中学校との交流学习の実現

□ 複数の学校間における共同研究

□ 教員1人1メール・開放型学校メールの提供

- ウィルス対策をした安全なメールシステム

利活用事例



接続の方針

- 「学校間総合ネット」は、「岐阜情報スーパーハイウェイ」の上で運用されるネット
 - 「岐阜情報スーパーハイウェイ」の整備は、（県総合企画部）情報企画課が担当
 - 「学校間総合ネット」は、岐阜情報スーパーハイウェイを使用して運用する学校用のイントラネット

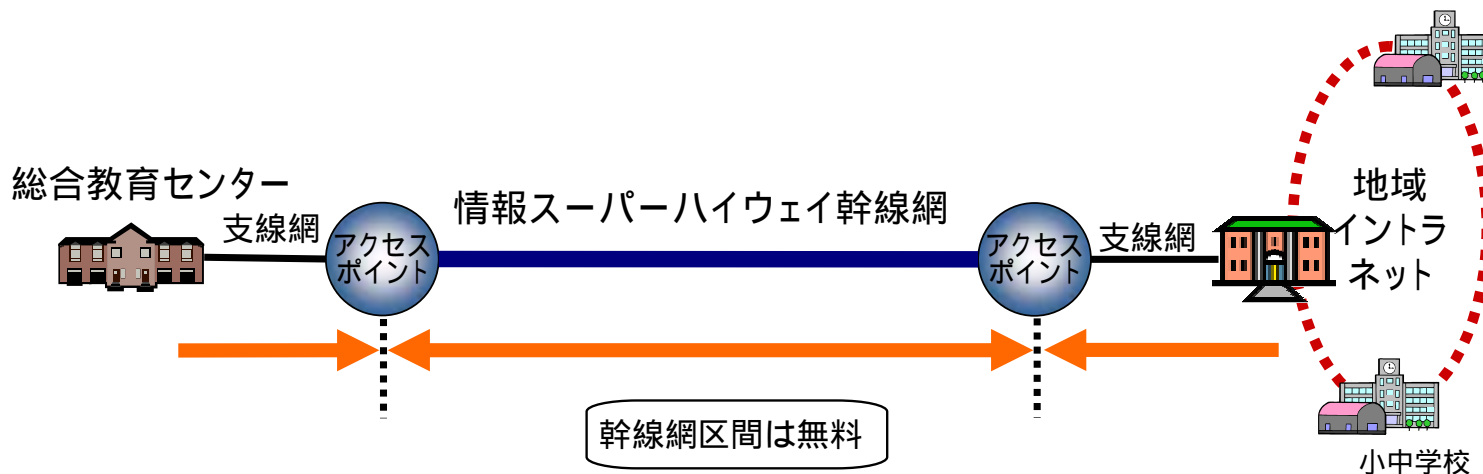
- 「学校総合ネット」はそれ以外のネットとの構成を区別
 - 「学校間総合ネット」は、行政ネットなどの学校用以外のネットワークとは構成を区別
 - 「学校間総合ネット」は県教育委員会が運営を担当

- 県教育委員会指定のアドレス体系に合わせて参加
 - 「学校間総合ネット」に参加する場合は、ネットワーク機器等の設定（アドレスなど）を県教育委員会の指定した内容に合わせる必要がある（アドレス変換機能を持ったネットワーク機器でも対応可能）

- 安全対策は、市町村で対応
 - 学校間総合ネット外部（インターネット）からだけではなく、内部の他の市町村のネットワーク等から侵入される恐れがある
（県と市町村間で協定書を取り交わすが、市町村相互は取り交わさない）

- インターネットサービスは、市町村で対応
 - 「学校間総合ネット」ではインターネット接続サービスは提供されない
（インターネット接続経費等は地方交付税処置の対象となっているため。）

確認事項



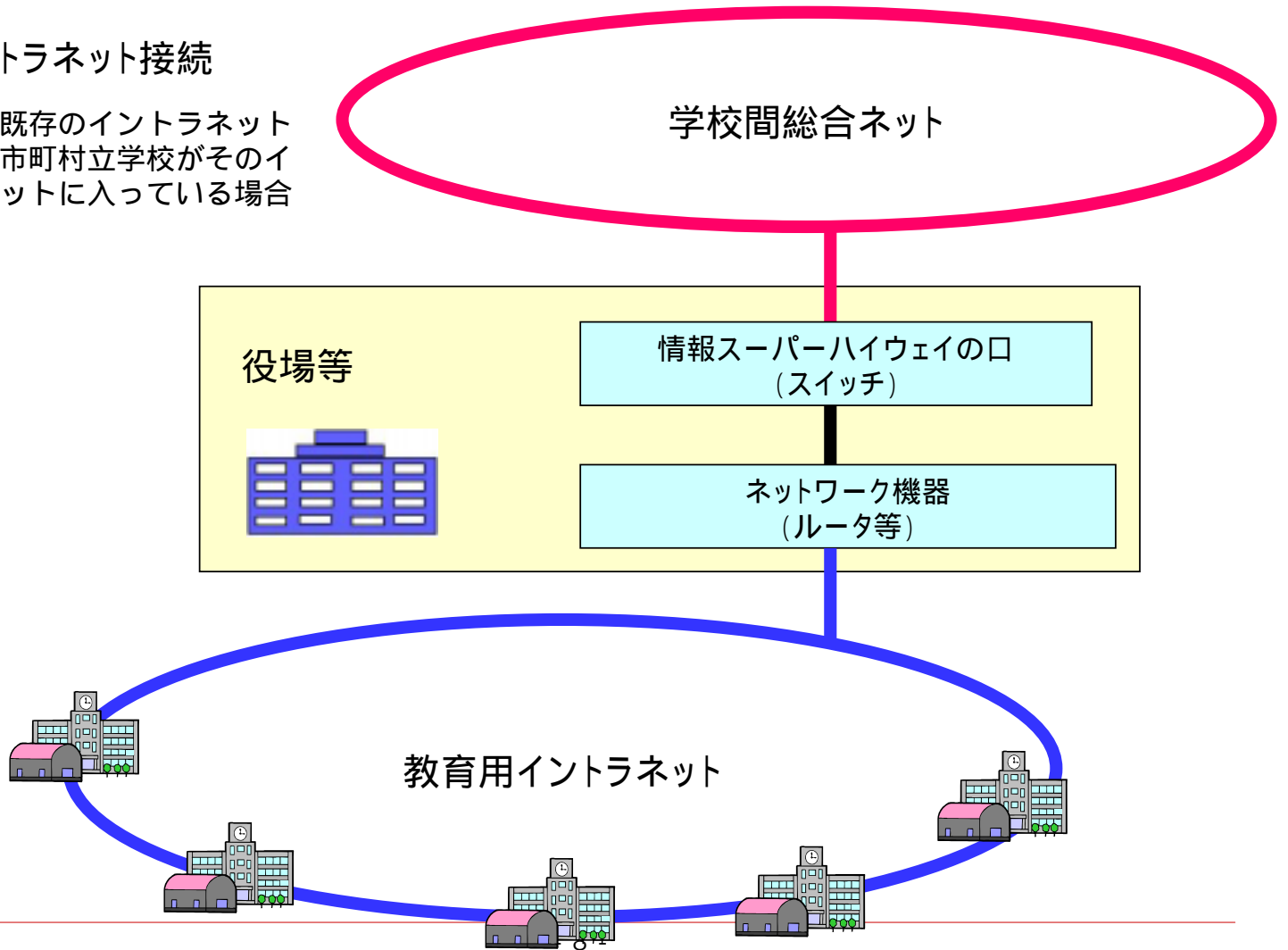
各市町村が「学校間総合ネット」に参加するために確認しておく事項

- ・各学校の校内LANと、地域イントラネット拠点施設(市町村役場など)との接続状況
(=「市町村整備による学校ネット」の構築)
- ・県総合企画部情報企画課が整備予定のネットワーク機器と「市町村整備による学校ネット」間の接続の方法や経費
- ・「学校間総合ネット」に対応したアドレス等の設定の仕方
- ・「学校間総合ネット」や「市町村ネット」の運用ルールに準拠した利用

市町村接続の形態(1)

1. イン트라ネット接続

市町村に既存のイントラネットがあり、市町村立学校がそのイントラネットに入っている場合

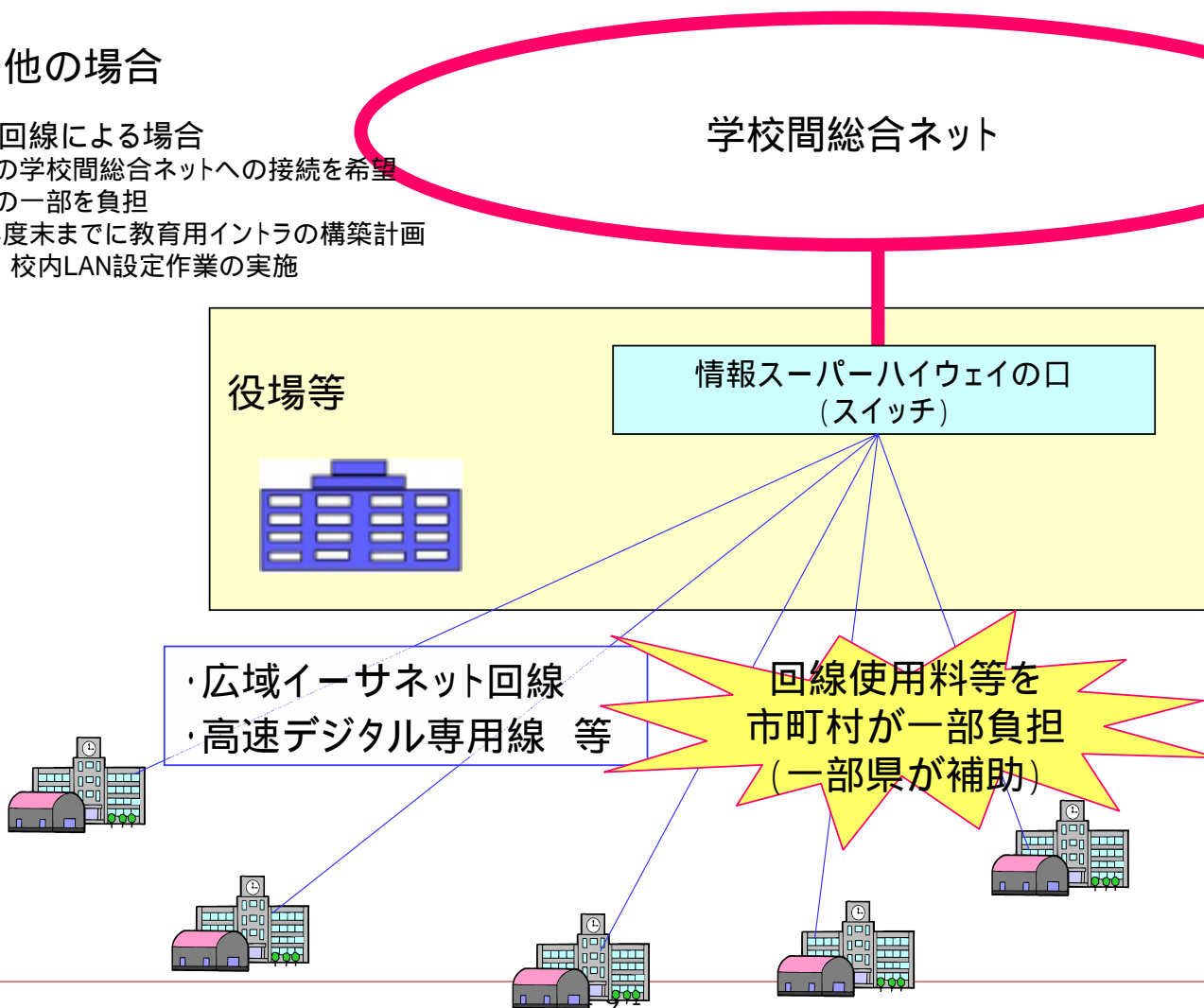


市町村接続の形態(2)

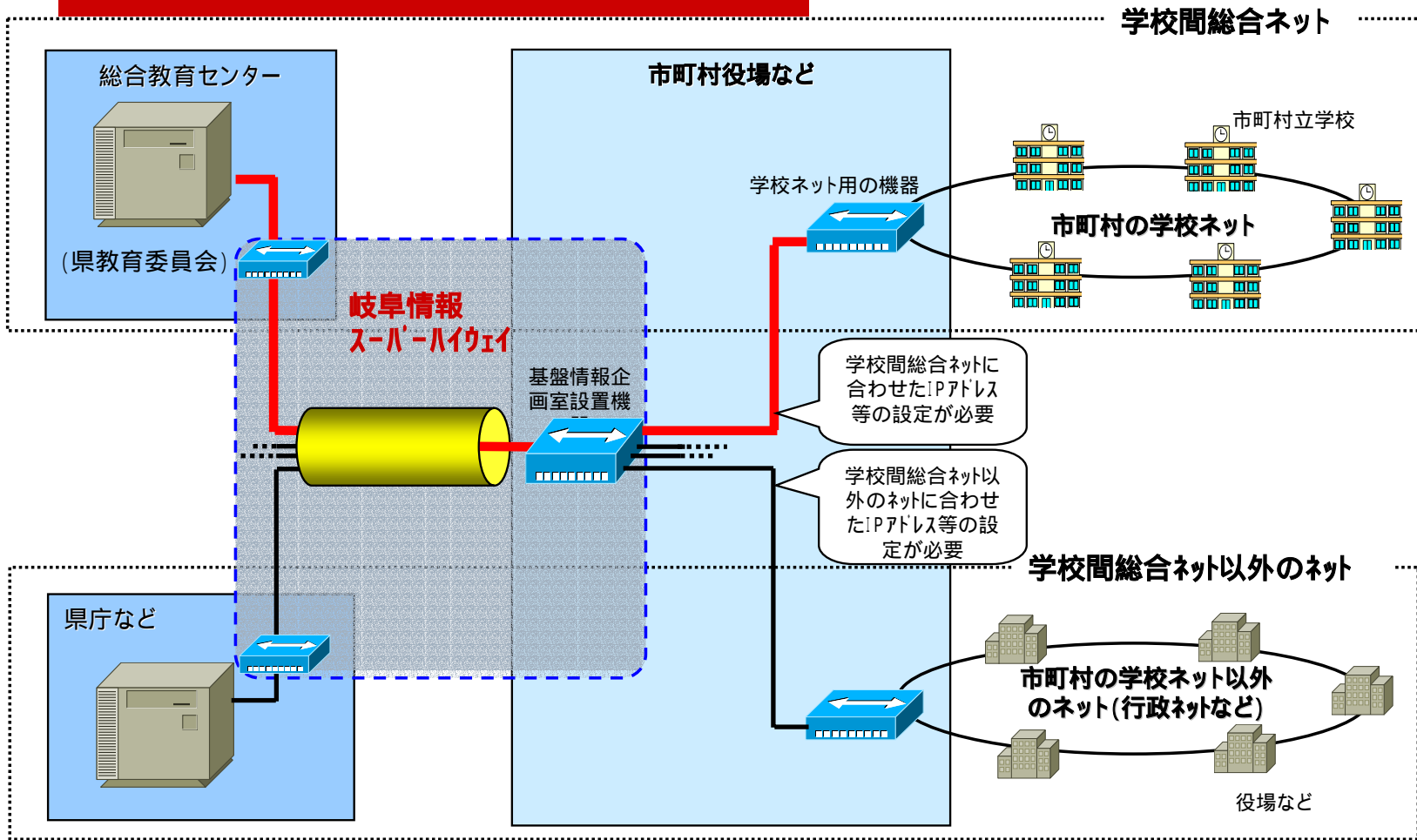
2. その他の場合

県整備の回線による場合

- ・小中学校の学校間総合ネットへの接続を希望
- ・運用経費の一部を負担
- ・平成18年度末までに教育用イントラの構築計画
- ・配管工事、校内LAN設定作業の実施



接続方法(1)



市町村役場で、県総合企画部情報企画課が設置したスーパーハイウェイ機器と学校ネット機器を接続することにより小中学校の学校間総合ネットへの利用が可能となる。(接続は市町村が実施)

今後の予定について

年	平成15年								平成16年			
月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
イントラネット接続	市町村説明会		接続希望 接続方法調査		設計				テスト			利用開始
県整備回線接続	接続希望調査とりまとめ		接続対象校決定	回線事業者決定	回線提供者選定		事業者による回線設備構築			回線整備工事 (小中学校、役場)		回線開設契約、利用開始
	学校及び市町村庁舎の配管整備				運用費用(市町村負担額)決定		校内LAN機器の設定変更、回線接続					

イントラネット接続の市町村については、平成15年度末までに接続完了

直接接続の市町村については、ほとんど平成15年度中に接続、平成16年度末までに完了

市町村立学校の学校間ネットワークへの接続に係る事務手続きの概要

1. 協定書の取り交わし

研修管理課 教育振興事務所 市町村教育委員会
協定書に利用規約及び各サービスの利用要領をつける
県知事名と市町村首長名で取り交わす

2. 利用申請の提出

市町村教育委員会 教育振興事務所 研修管理課

3. 許可手続き文書の送付

研修管理課 教育振興事務所 市町村教育委員会

利用規定

- 接続要領
- 電子メール利用要領
- 教育用コンテンツ利用要領
- 開放型学校メール利用要領
- その他